

令和2年5月8日

報道関係者 各位

職員の在宅勤務等の期間の延長について

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた職員の在宅勤務等の期間を、下記のとおり延長しますのでお知らせします。

1 延長後の期間

4月22日（水）から5月31日（日）まで

2 対象者

常勤職員及び会計年度任用職員の全職員

3 交代制在宅勤務の実施方法

引き続き、部単位又は課単位で調整を行い、午前か午後の半日を可能な限り交代で在宅（勤務体制及び交代の期間は、各職場の状況により所属長が定める）により業務に従事。

交代での在宅勤務が困難な場合は、時間や空間を分けて業務を行うなど、感染拡大防止措置を講ずる。

4 市長コメント

島原市では、4月16日（木）に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく国の「緊急事態宣言」が全国を対象に発令されたことを受け、職員の感染予防及び業務継続を目的として、4月22日（水）から5月6日（水）までの間、各職場において交代による在宅勤務等を実施してきましたが、今般、当該「緊急事態宣言」が延長されたことに伴い、引き続き5月31日（日）までの間、在宅勤務等に取り組んでまいります。

市民生活に必要な業務については影響のないよう進めてまいります。職場によっては市民の皆様に窓口対応や電話対応等でお待たせする場合があります。継続した市民サービスの確保及び市民の皆様への感染拡大防止に向けた取り組みでありますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

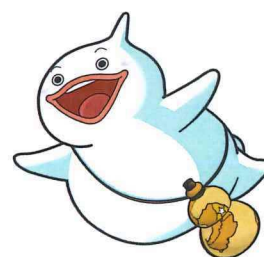


有明海にひらく湧水あふれる
火山と歴史の田園都市 島原

担当：市長公室秘書人事課人事班 本田

電話：0957-62-8010

E-mail：jinji@city.shimabara.lg.jp



島原守護神 しまばらん